

合併・分割認可申請書の添付書類  
(廃棄物処理法施行規則第12条の11の5第2項)

内容: 合併・分割

番号	添付書類
1	合併契約書又は分割契約書の写し
2	合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合に於ては、当該法人に係る次に掲げる書類
2-イ	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
2-ロ	定款及び登記事項証明書
2-ハ	申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
2-ニ	法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
2-ホ	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
2-ヘ	令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
2-ト	現に行っている事業の概要を説明する書類
3	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類
3-イ	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
3-ロ	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
3-ハ	法第十四条第五項第二号ニに規定する役員となる者の住民票の写し
3-ニ	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
3-ホ	令第六条の十に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

番号は廃棄物処理法施行規則第12条の11の5第2項各号と照合する。